

## 第5回 みなかみ町景観審議会

### －議事録要旨－

- 1 日 時 平成30年6月18日（月） 午後2時から午後3時50分
- 2 場 所 みなかみ町役場 3階 第2会議室
- 3 出席委員 永井完児会長、番場正夫副会長、原澤祐一副会長、  
須藤栄寿委員、笛木忠志委員、田村進委員、石坂富士雄委員、  
本多勝義委員、秋本周委員、高橋和康委員、田子秀夫委員、  
淡島遼ワザバー、
- 4 事務局 地域整備課長、（株）パスコ、
- 5 議 事
  - (1) 開 会
  - (2) あいさつ
  - (3) 委員紹介
  - (4) 議事日程

第一 議案上程

第1号議案 みなかみ町景観計画の策定について

### みなかみ町景観計画素案の変更

質疑	応答
・たくみの里についても、谷川地区と同様に景観形成重点地区に位置付けることはできないのか。	・第3回景観審議会の際に、景観形成重点地区候補地に位置づいている地区については、区長に意向確認を依頼した。その際に、合意が整わないことから、このタイミングでの指定は見送ると報告を受け、位置付けに至らなかった。今後、改めて地区で協議頂き、合意が整った際には、位置づけることもできる。
・景観重要公共施設で位置づけている県道について、所管しているのは、国土交通省関東地方整備局の担当はどこの部署か。	・高崎土木事務所の道路二課である。
・景観資源図があるが、これは何をもとに作成したのか。	・町が作成している観光マップ等をもとに作成している。
・景観条例ではどこまでの規制が可能なのか。	・景観条例で規制に関することは特に定めていない。景観法において、指導・勧告・命令を行えることとなっており、また、これらに従わなかった場合は、罰金や懲役刑が科せられることとなっている。

みなかみ町景観条例素案

質疑	応答
・特になし	

以上